

岐阜県農業基盤整備資金事務処理要領

昭和61年2月1日農経第716号
最終改正 令和3年4月1日農経第99号

第1 総則

株式会社日本政策金融公庫法（平成19年5月25日付け法律第57号）第11条第1項別表第1の8のイに規定する貸付事務及び非補助土地改良事業助成措置要綱（昭和33年10月8日付け33農地第3814号農林事務次官通達。以下「要綱」という。）に基づく選（認）定事務及びその他これに関連する事務については、別に定めるほか、この要領の定めるところにより取扱うものとする。

第2 借入申込手続等

1 県営土地改良事業

- (1) 借入希望者は、借入申込書を事務所管の農林事務所に提出するものとする。
- (2) 農林事務所は、(1)の書類を受理したときは、借入事業内容を審査し、適当と認めるときは貸付対象事業調書（様式第1号）（以下「様式第1号」という。）を添付して、株式会社日本政策金融公庫岐阜支店（以下「公庫」という。）に提出するものとする。

このとき、様式第1号中「2土地改良法に基づく事業の公告又は認可」から「4補助金の種別（国、県）及び交付決定又は内示」までの各項目は、必要に応じて本庁関係課に照会し、確認するものとする。

なお、事業施行箇所が数土地改良区又は数市町村にまたがる事業の借入申込書の提出があったときは、上記書類のほかに数土地改良区又は数市町村で分担金を負担する県営事業調書（様式第2号）を添付して公庫に提出するものとする。
- (3) 農林事務所は、公庫に提出した(2)の書類の写しを農業経営課へ1部提出するものとする。

2 団体営土地改良事業

- (1) 借入希望者は、借入申込書を事業所管の農林事務所に提出するものとする。
- (2) 農林事務所は、(1)の書類を受理したときは、借入事業内容を審査し、適当と認めるときは様式第1号を添付して公庫及び公庫受託金融機関（以下「県信連」という。）に提出するものとする。

このとき、様式第1号中「2 土地改良法に基づく事業の公告又は認可」から「4補助金の種別（国、県）及び交付決定又は内示」までの各項目は、必要に応じて本庁関係課に照会し、確認するものとする。
- (3) 農林事務所は、公庫及び県信連に提出した(2)の書類の写しを農業経営課へ1部提出するものとする。

3 土地改良法による非補助土地改良事業

- (1) 土地改良事業計画書の審査
 - ア 事業主体は土地改良事業計画書及びその他審査に必要な書類（以下「事業計画書等」という。）を農林事務所に提出するものとする。

イ 農林事務所は、アの書類を受理したときは、土地改良事業計画書の審査等を別に定める審査基準（非補助土地改良事業資金融通事務処理要綱について（昭和40年10月15日付け40農地B第3274号農地局長通達）別紙「非補助土地改良事業（耕地）計画審査基準」）に基づいて行うものとする。

(2) 利子軽減対象事業の選定（要綱に基づく東海農政局に協議を要するときを含む。）又は継続証明の場合

ア 借入希望者は、利子軽減対象事業の選定申請書（様式第6号又は第7号）と借入申込書を併せて農林事務所に提出するものとする。

なお、継続事業の第2年度以降の施行分についての借入申込は、継続証明申請書（様式第8号）と事業計画概要書（様式第9号）に借入申込書を併せて農林事務所に提出するものとする。

イ 農林事務所は、アの書類を受理したときは、3の(1)のイによる審査のうえ適格と認めたときに審査表（様式第5号）（以下「様式第5号」という。）を添付して農業経営課に提出するものとする。

ウ 農業経営課は、イの関係書類を受理したときは、要綱に基づき審査のうえ適格と選定したときに、関係機関に選定の通知をするものとする。

なお、要綱に基づき東海農政局に協議を要するときは、要綱に定める書類のほか協議に必要な書類を添付して事前に東海農政局の適否の承認を得るものとする。

(3) 非補助一般土地改良事業の場合

ア 借入希望者は、事業計画書等と借入申込書を農林事務所に併せて提出するものとする。

イ 農林事務所は、アの書類を受理したときは、3の(1)のイによる審査のうえ適格と認めたときに様式第5号を様式第1号に添付して農業経営課に提出するものとする。

ウ 農業経営課は、イの関係書類を受理したときは、要綱に基づき審査のうえ適格と選定したときに、調査委嘱規則（平成20年10月1日制定農林（営）3）に定める貸付対象事業調書（様式A-1号）を添付して公庫及び県信連に提出するものとする。

なお、要綱に基づく東海農政局に協議を要するときは、要綱に定める書類のほか協議に必要な書類を添付して事前に東海農政局の適否の承認を得るものとする。

4 土地改良法によらない非補助土地改良事業

土地改良法によらない非補助土地改良事業にあつては、3の規定に準じて取扱うものとする。この場合において、3の(1)のアの土地改良事業計画書の様式は様式第11号（農業集落排水事業にあつては、「農山漁村地域整備交付金実施要領」（平成22年4月1日付け21農振第2454号農林水産省農村振興局長通知）別紙11の別記様式第2号）とし、3の(2)のアの選定申請書の様式は様式第10号により行うものとする。

5 貸付決定通知書の送付

農業経営課は、公庫又は県信連から貸付決定通知書を受理したときは、農林事務所に写しを送付するものとする。

6 貸付台帳の整備

農業経営課及び農林事務所は、事業一覧表（様式第3号）に借入内容を記載し、台帳として備えておくものとする。

7 書類の作成部数及び提出先

書類名	様式番号	事業別	作成部数	提出先 (内訳)					
				借入申込者	農林事務所	農業経営課	公庫	県信連	
ア 借入申込書		県営	3	①	1	/	1	/	
		団体営	A	3	①	1	/	1	/
			B	4				2	
		非補助	A	4	①	1	1	1	/
			B	5					
		イ 貸付対象 事業調書		県営	2	/	①	写	1
団体営	A			2	/	①	写	1	/
	B			3				2	
様式第1号	非補助一般			2	/	①	1	/	/
ウ 数土地改良 区等で分担 金を負担す る調書	様式 第2号	県営	2	/	①	/	1	/	
エ 利子軽減対象 事業選認定申 請書又は継続 証明申請書		選定	3	①	1	1	/	/	
		局協議	4	①	1	2	/	/	
		局認定	4	①	1	2	/	/	
オ 審査表	様式 第5号	選定	2	/	①	1	/	/	
		協議及び認定	3	/	①	2	/	/	
		非補助一般	2	/	①	1	/	/	

- (注) 1 ○囲み数字は作成者をいう。
 2 Aとは、定款により複数の市町村を事業区としている土地改良区が借り入れる場合をいう。
 3 Bとは、Aに掲げる以外の者が借り入れる場合をいう。

第3 事業完成報告書

- 1 借入申込者は、借入申込のあった非補助土地改良事業（県単補助事業を除く。）が完成したときに、事業完成報告書（公庫指定様式）を農林事務所に提出して工事竣工の認定を受け、公庫及び県信連に送付するものとする。
- 2 農林事務所は、1の書類の写しを農業経営課に送付するものとする。

第4 需要額の調査

1 公庫資金の需要額調査

この調査は、公庫の照会に基づいて実施し、農林事務所に公庫指定の様式で照会し、報告のあったものについて、すみやかに公庫に報告するものとする。

2 非補助土地改良事業の需要額

- (1) この調査は、東海農政局の照会に基づいて実施し、農林事務所に東海農政局指定の様式で照会し、報告のあったものについて、すみやかに東海農政局と打合わせるものとする。
- (2) 東海農政局から(1)の調査に基づき資金枠の割当てがあったときは、(1)の打合わせに基づき選（認）定適格事業を決定し、農林事務所に資金割当てを通知するものとする。

第5 補助金交付状況報告書

農業経営課は、会計年度終了後において、前年度借入のあった補助対象事業についての事業実績等を補助金交付状況報告書（様式第4号の1及び第4号の2）にて補助事業関係各課に作成の依頼をし、報告のあったものについて、すみやかに公庫及び県信連に報告するものとする。

第6 事業調査

- 1 農林事務所は、補助金にかかる検査にて、公庫資金融資に関連する資金使途、分担金納付状況等経理調査を併せて行い、疑義のある場合は農業経営課に報告するものとする。
- 2 農業経営課は、貸付対象事業の計画、施行状況、資金使途又は完了状況等について必要の都度、実施調査を行うものとする。

第7 本庁関係各課の協力

本庁関係課は、農業経営課及び農林事務所に必要な情報提供及び技術審査等の協力をするものとする。

附 則

この要領は、昭和61年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成元年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年3月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年11月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。